

第14回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成24年1月23日（月）午後7時～9時

場所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、栂川委員、穂積委員、
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員
オブザーバー

藤原、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川副主査

1 開会

2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間とりまとめ（案））の「第5 条例素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

【Aグループ】

- 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の「意識改革」について、文章の末尾を「理解していくこと」から「理解していきます」に修正する。
- 「6 協働」の「(2) 協働の推進に向けた意識の向上」について、「地域への愛着や地域のつながり」という表現を、「地域への愛着や地域とのつながり」に修正する。

【Bグループ】

- 「3 まちづくりの主体」の「(3) 市の役割」内、説明責任の部分について、適切な手続きをいうことを強調する意味でも、「市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対し出た意見に

については、適切に反映するよう努めなければなりません。」という表現の方がよいのではないか。

【Cグループ】

- 最終的なとりまとめまで、全体的にまだまだ議論していかなければいけない。

【Dグループ】

- 地域コミュニティや事業者等は市民に含まれるのだから、あえて規定を置くことが疑問である。

※今回出た意見の取り扱いについては、PIの前に会議を開催することが難しいため、座長預かりとし、後日座長及び事務局で協議した結果を文書により報告することとした。

3 グループ別会議

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「10 条例の見直し」までの内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

（1）各グループ発表概要

【Aグループ】

- 「7 市政運営」の「（1）総合計画」の一つ目の文章について、「市は、事業の達成目標、財源構成、将来コストを明確にした総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。」に修正する。
- 「7 市政運営」の「（2）健全な財政運営」の一つ目の文章について、「市は、最小の経費で最大の効果を上げるため、総合計画を踏まえて予算の編成・執行を行い、効果的かつ効率的な財政運営を行うよう努めます。」に修正する。
- 「8 危機管理」について次のとおり全面的に修正する。

（1）東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定

東日本大震災のような大災害が今後起こらないとも限りません。このため、市は今回の東日本大震災での教訓も踏まえ、災害発生時においては、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりに関わる各主体による「共助」、行政や消防、警察、自衛隊など公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。

そのためには、各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定しなければなりません。

(2) 自助・共助・公助

①自助

地域の防災訓練に参加して災害発生時の対応を身につけるとともに、日頃から危険予測をする習慣をつけ、マニュアルが使えない時に自ら考えて行動する訓練も行う必要があります。

②共助

災害発生時は、市民、市、地域コミュニティ、事業者、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にする意識を持つことが必要です。

そこで、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者など、自力で非難が困難な人たちに対して安否確認や避難介助など、地域でサポートする体制を整えなければなりません。

③公助

市は、防災計画を広く周知し、国や県と連携して、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練やテレビ、ラジオやインターネットなどを使った効率的な情報提供手段を構築する必要があります。

また、災害援助協定で結ばれた自治体と交流し、災害発生時には、相互に救援活動に努めます。市の役割に国や県の情報を市民にスムーズに伝えるということを追加する。

【Bグループ】

- 「7 市政運営」の「(1) 総合計画」について、総合計画の内容がもっと分かるような表現に修正する、もしくは、注釈で総合計画の説明を加えてはどうか。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定」について、「防災計画の策定」としてしまうと、防災計画が出来た段階でこの条文が残っていることがおかしくなってしまうので、(2)の防災計画の周知の方に入れ込んでしまった方がいいのではないか。その上で、(2)と(3)の順序を入れ替える。常に地域のつながりを持つことがまずあって、その後の実施の段階ということで防災計画等に基づく行動という順序の方がよい。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」については、単独で出す必要はなくて、「7 市政運営」の一項目として入れ込んだほうがよい。
- 「10 条例の見直し」について、最初から見直しができるような条文を入れておくのはどうなのかということで、「見直し」ではなくむしろ「条例施行後の検証・推進」とした方がよい。

【Cグループ】

- 「7 市政運営」の「(1) 総合計画」のところに、「市は議会の議決を得て基本構想を策定しなければならない」という内容を追加する。地方自治法の一部改正により市町村の基本構想の策定義務が無くなったため、基本構想を定めること及びその際は議会の議決をえることを自治基本条例の方で定めるべきと考えた。
- 「7 市政運営」の「(2) 健全な財政運営」について、「最小の経費」という表現を、地方自治法に合わせて「最少の経費」へ修正する。
- 「7 市政運営」の「(3) 行政改革」について、「行政評価は市民参画の下で実施する」とあるが、「市民参画の下で」ということの意味が分からない。民間の委員を入れるということを行っていると思うが、より分かりやすい表現に修正する。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定」について、「防災計画の策定」という表現があるが、元々出来ているものなので、「見直し」という表現に修正する。
- 「10 条例の見直し」について、「市の最高規範」という表現を、削除するか、「まちづくりの基本ルール」に修正する。

【Dグループ】

- 「10 条例の見直し」について、「市の最高規範」という表現を市として尊重すべき規定」という表現に修正する。
- 「10 条例の見直し」について、検証・見直しについては議会が行うということによいのではないか。
- 「8 危機管理」の「(3) まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い」について、今の表現でいくと、災害発生時には地域のつながりを大切にすることが大事ですということを言っているが、その前段の部分で協働や連携ということを言っているので、災害発生時にかかわらず、地域のつながりは普遍的な内容として捉えられるため、「このため」以下の文章を削る、もしくは、「このため」以下の部分を、「まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを意識し、災害時に適切に対応できるよう努める」という表現に修正する。

※今回出た意見の取り扱いについては、PIの前に会議を開催することが難しいため、座長預かりとし、後日座長及び事務局で協議した結果を文書により意見照会を行うこととした。

(2) 清水座長による講評

みなさんお疲れ様でした。7、8、9、10それぞれについて各グループでは様々

な議論がなされていまして。全てを網羅的にお話することはできないかもしれませんが、重要であると感じた部分についてお話したいと思います。

まず、「7 市政運営」についてですが、総合計画について、総合計画の内容がもっと理解できるような表現に修正すべき、また、基本構想について議会の議決を得る必要があるということを追加すべきというご意見がありました。確かに総合計画という言葉は一般的には耳慣れない言葉ではございますので、説明が必要になってくるのではないかと感じました。その上で、基本構想について議会の議決を得るべきかどうかということについては、今日発表いただいた内容以外で個人個人の委員の皆様からの意見も出てきていると思いますので、それを踏まえて私と事務局の方で検討させていただきたいと思います。

また、行政評価について「市民参画の下で」というのが分かりにくいというご意見もあったと思いますが、これは表現の問題かと思っておりますので、行政評価を実施する際に、市民の目線というものをに入れていくということを手早く書き込めれば、行政過程をコントロールするという意味での、市民監視という形をとる一つの手法としてあり得るのかなと思います。

次に、「8 危機管理」についてのお話ですが、一つはDグループが指摘してくれ、私もなるほどと感じたところなのですが、やはり平時の協働、災害発生時にかかわらずに協働を進めていくというのは、ひとつのこの条例のポイントになっていると思いますので、それを危機管理に活かしていくという発想で上手く条文を組みかえられないかというご意見でした。これは非常に重要なご指摘だったのではないかと思います。

また、「防災計画を策定する」という表現がどうなのかというご意見もありました。この点については改めて検討させていただきたいと思います。

また、Aグループからのご意見で、自助・共助・公助という言葉が出てきましたが、こういった視点から各主体の役割というものを詳しく書き込むということは、ひとつこの条例の特徴としてあるべき姿なのではないかと思っておりますし、新たな視点として提示してくれたことは非常に良かったと思います。

続いて「9 国、県、他の自治体等との連携」の部分ですが、「7 市政運営」に組み込むべきかどうかというご意見がありました。この点については、そういう方向もあり得るでしょうし、あえて単独で置くことで、市内部の運営と国や県等外部の組織との連携について切り分けるという方法もあると思います。この点については、他の委員のみなさんのご意見を踏まえて判断したいと思います。

最後に、「10 条例の見直し」の部分ですが、各グループから「最高規範」という言葉についてご指摘がありました。これは既に総則の部分で最高規範を尊重規定に修正していますので、それに合わせた形で修正する必要があります。その上で、「見直し」というのがどうなんだということですが、まずDグループからは議会の

検討でよいのではないかというご意見がありました。確かに条例の改廃というのは、元々議会の役割ですので、そういう意味では見直しを行う機関は議会ですので、現在の表現は誤解を招く恐れがあると言えます。また、Bグループからは、条例の検証・推進のための機関を設置するという方向もあるのではないかというお話がありました。条例自身を検証していくということは、議会が最終的に改正を行うということとは別の形で市民の目線から見えていくということで、一つの方向性としてあり得ると思います。このBグループのご意見とDグループのご意見を上手く組み合わせることができるような文章を考えていければよいのではないかと感じたところです。

以上で私からの講評といたします。

4 全体会議

2月から行うPI活動について、会議資料により事務局から説明した。

5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

6 閉会